

# 運転を続けるシニアの皆様へ



過去3年間に  
一定の交通違反歴  
のある75歳以上の  
ドライバーが対象

明るく元気に  
安全運転！

改正道路交通法の施行により  
**高齢運転者の  
免許証更新時の  
運転技能検査が  
義務化されます!**

令和4年 **5月13日**より施行

## 運転免許証更新の際の手続が変更になります。

75歳以上で過去3年間に信号無視などの一定の違反歴がある方は、免許証更新時に運転技能検査の受検が義務化されます。また、運転に不安を感じるもの運転を継続したいという方については、より安全な車のみ運転を継続できる「サポートカー限定免許」の申請が可能になります。詳細はお住まいの都道府県の運転免許センター等にお問い合わせください。

警察庁・青森県警察

R100

販売パッケージ100%再生紙を使用